

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成29年6月23日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成29年6月23日（金曜日）

午前9時59分開議

午前11時38分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

議案第4号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 熊本県情報公開条例及び熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成28年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第6号 平成28年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第10号 専決処分の報告について  
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①創造的復興に向けた重点10項目の進捗について

②熊本県国土強靱化地域計画（素案）

の策定について

③公立大学法人熊本県立大学第3期中期目標の策定について

④川辺川ダム問題について

⑤阿蘇くまもと空港の創造的復興について

⑥地方版図柄入りナンバープレートの導入について

出席委員（7人）

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 西 聖 一

委員 岩 中 伸 司

委員 池 田 和 貴

委員 河 津 修 司

委員 中 村 亮 彦

委員 松 野 明 美

欠席委員（1人）

委員 小 杉 直

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂 本 浩

政策審議監

兼くまモングループ課長 磯 田 淳

危機管理監 白 石 伸 一

政策調整監 府 高 隆

秘書グループ課長 横 尾 徹 也

広報グループ課長 倉 光 麻理子

危機管理防災課長 間 宮 将 大

政策監 宮 本 正

総務部

部長 池 田 敬 之

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 大 村 裕 司

政策審議監 本 田 充 郎  
 総務私学局長 古 森 美津代  
 首席審議員兼人事課長 平 井 宏 英  
 首席審議員兼財政課長 竹 内 信 義  
 県政情報文書課長 村 上 徹  
 総務事務センター長 坂 本 弘 一  
 財産経営課長 満 原 裕 治  
 私学振興課長 塘 岡 弘 幸  
 市町村課長  
 兼県央広域本部総務部長 沼 川 敦 彦  
 消防保安課長 門 崎 博 幸  
 税務課長 井 芹 護 利  
 企画振興部  
 企画振興部長 島 崎 征 夫  
 政策審議監 本 田 圭  
 地域・文化振興局長  
 兼地域振興課長  
 兼県央広域本部振興部長 斉 藤 浩 幸  
 交通政策・情報局長 藤 井 一 恵  
 首席審議員兼企画課長 吉 田 誠  
 文化企画・  
 世界遺産推進課長 手 島 伸 介  
 川辺川ダム総合対策課長 吉 野 昇 治  
 交通政策課長 内 田 清 之  
 情報企画課長 島 田 政 次  
 統計調査課長 山 田 裕 二  
 出納局  
 会計管理者兼出納局長 金 子 徳 政  
 会計課長 無 田 英 昭  
 管理調達課長 石 川 修  
 人事委員会事務局  
 局 長 田 中 信 行  
 総務課長 井 上 知 行  
 公務員課長 西 尾 浩 明  
 監査委員事務局  
 局 長 高 山 寿 一 郎  
 首席審議員兼監査監 小 原 信  
 監査監 手 嶋 章 人  
 監査監 田 原 英 介  
 議会事務局

局 長 吉 田 勝 也  
 次長兼総務課長 中 島 昭 則  
 議事課長 中 村 誠 希  
 政務調査課長 上 村 祐 司

事務局職員出席者

議事課課長補佐 福 田 博 文  
 政務調査課課長補佐 岩 永 千 夏

午前9時59分開議

○増永慎一郎委員長 ただいまから、第3回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明が行われる際は、効率よく進めるために、最初一度立っていただいた後、説明は着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○池田総務部長 おはようございます。

今回提案してございます議案の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、熊本地震からの復旧、復興を図るための予算、4カ年戦略を推進するための予算など、92億3,400万円余を計上してございます。

このほか、熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定や、専決処分報告、承認などにつきましても、あわせて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細

な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、議案第3号、知事専決処分によります平成28年度3月補正予算の概要について御説明いたします。

熊本地震からの復旧関係事業につきまして、昨年度末に大きく2つの理由により補正を行ったものでございます。

1点目、(1)は、熊本地震に係る災害救助費につきまして、実績見込みを踏まえ減額し、その額を災害救助基金に積み立てるものです。

2点目、(2)で、警察施設の災害復旧事業について、国の査定減を踏まえ、県債に財源更正をしております。

いずれも、28年度内の処理が必要なため、3月29日付で知事専決処分により補正させていただいたものです。

下の表をごらんください。

財源更正などが中心のため、補正額としては計上されません。補正後の最終的な現計予算額は、2月議会議決後の1兆3,190億3,500万円から変更はございません。

以下、資料の2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページまででその補正内容を記載しております。

続きまして、8ページのほうをお願いいたします。

ここから、6月補正予算の概要となります。

冒頭、総務部長が御説明しましたとおり、今回の一般会計補正予算では、平成28年熊本地震からの速やかな復旧、復興を図るための事業などを中心に、総額で92億3,400万円余の増額、補正後の予算規模は8,949億3,100万円余となります。

予算の内訳でございますが、まず、中段(1)記載のとおり、平成28年熊本地震への対応分として74億7,100万円を計上しております。

主な内容は、①被災者の救済、生活支援として、平成28年熊本地震復興基金交付金が12億円、②社会・産業インフラの機能回復といたしまして、農地等災害復旧受託事業が28億6,700万円など、③その他として、被災文化財保存復旧支援事業が1,200万円などとなっております。

次に、(2)でございますが、熊本復旧・復興4カ年戦略への対応等といたしまして、17億6,400万円を計上しております。

このうち、農村地域防災減災事業、生産総合事業につきましては、国庫補助金の内示増に伴う補正でございます。

また、新規事業といたしまして、国際クルーズ旅客受入機能高度化事業、9,000万円なども計上しているところです。

下の表は、一般会計及び特別会計の補正予算の内訳です。

中小企業振興資金特別会計につきましては、所管します経済環境常任委員会で御審議いただくことになっております。

資料の9ページ、下のほうをお願いいたします。

ここでは、平成28年熊本地震に係る予算の措置状況を説明させていただきます。

熊本地震関係予算は、平成28年度におきまして5,323億円、平成29年度当初予算で1,728億円を計上しております。

今回の75億円の増額補正を加えますと、関係予算の累計は、下の円グラフの真ん中に書

いてございますとおり、7,127億円となります。

右側のほうに財源内訳の表を記載しておりますが、国庫支出金が最も多い46%を占めているところです。

続いて、資料の10ページ、11ページをお願いいたします。

こちらは、6月補正予算に係る歳入予算の内訳でございます。

主なものといたしまして、11ページのほうですが、12の繰入金、こちらは復興基金を活用して実施する事業の財源として基金から繰り入れるものです。

14の諸収入でございますが、こちらは災害復旧受託事業に係る市町村からの受託事業収入でございます。

続きまして、12ページと13ページをお願いいたします。

こちらは、歳出予算の内訳になります。

主な事業といたしましては、12ページの(3)物件費でございますが、他県からの応援職員の宿舍借り上げ費などを計上しております。(4)その他でございますけれども、先ほど11ページで御説明いたしましたとおり、復興基金を財源に市町村が実施する事業の交付金などを計上しております。

また、下の13ページの(2)災害復旧事業費、大きくなっておりますが、こちらも歳入のほうで御説明いたしました、受託事業収入で対応いたします市町村の農地や河川などの災害復旧に係る受託事業となります。(3)の国直轄事業負担金、こちらにつきましては、阿蘇大橋の災害復旧など、国に実施していただいております災害復旧事業に対します県の負担金を計上しております。

14ページをお願いいたします。

こちらは、今回の補正に伴い必要となる地方債の補正内容でございます。

補正予算の概要につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

す。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いします。

○磯田政策審議監 くまモングループでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

説明資料の16ページをお開きください。

資料上段、商業総務費、2,200万円余の増額をお願いしております。これは、くまモンをテーマに、公募により民間企業等から派遣された研修員が、県との協働によってくまモンの共有空間拡大に向けた検討を行うための経費でございます。

具体的には、さまざまな知恵や人脈、アイデアを持つ企業や大学の方を公募して、随時県庁に集まっていたいで、研修員同士や県職員との意見交換を重ねて、これまでになかった新たなくまモンの活用策を立案し、さらには、それを実現することでくまモンの共有空間をより一層拡大するというものでございます。

くまモングループは以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

同じく、資料16ページの下段をお願いいたします。

防災総務費につきまして、1,900万円余を計上いたしております。

右側の説明欄をごらんください。

災害時職員派遣等負担金として、平成28年度中に他の都道府県から派遣をいただいた職員の人件費等の一部を負担するものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料の18ページ上段をお願いいたしま

す。

財産管理費としまして、1億8,500万円余の補正をお願いしております。

内容につきましては、右の説明欄をごらんください。

地震対応分としまして、地方自治法の規定に基づきます他県からの派遣職員の受け入れに要する経費として、派遣職員の宿舍借り上げ費をお願いしております。

具体的には、阿蘇地域振興局で受け入れております他県からの派遣職員についての宿舍、これが阿蘇地域の賃貸アパートの空き室がないことから、他県からの派遣職員につきましては、ペンション、民宿、旅館に長期滞在している現状がございます。この現状を解消するために、リースによる派遣職員用の宿舍を整備するための経費でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加分としまして、4,600万円余をお願いしております。これは、先ほど説明いたしました阿蘇地域振興局の他県派遣職員に対する宿舍借り上げ費に係るものでございまして、30戸分のリースをお願いしております。

財産経営課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

また18ページのほうに資料お戻りいただきまして、下段をお願いいたします。

自治振興費としまして12億円の増額を計上しておりますが、右側の説明欄にありますとおり、平成28年熊本地震復興基金交付金として増額をお願いするものでございます。

詳細を19ページのほうに記載しております。19ページをごらんください。

今回、予算化して市町村交付のメニューに加えますのは10事業になります。今回は、市町村や仮設住宅の自治組織等から聴取した要望事項のうち、被災者支援や急を要する財産

の復旧といった、先行的に実施すべきと判断したものを計上しております。

以下、主な事業の概要を御説明します。

1の被災者の生活支援です。

1番目の生活・住まい再建支援事業、1.4億円は、①としまして、生活再建に関する広報等の実施と、②住まいの再建が進むように、伴走型の相談窓口の設置などを支援するものです。

なお、この②の事業につきましては、市町村交付分は熊本市のみを対象としておりまして、同様の事業を市町村以外に対しましては、その下の米印にありますとおり、県事業で実施することとしております。

次の仮設住宅等コミュニティ形成支援事業、0.4億円では、①としまして、仮設住宅等で自治組織等の活動支援や、②被災によりまして住民が減った自治会が管理する防犯灯の維持管理費用の支援を行います。

これと同様の事業が、同じページの右下、5の地域コミュニティ施設の復旧支援の1つ目の事業で、同様の事業の商店街版の事業も実施することとしております。

左側の列にお戻りいただきまして、1つ飛ばして、被災者見守り対策強化事業、1.5億円は、ひとり暮らしの高齢者等の見守り対策として、緊急通報システムの設置を支援するものです。

また、1つ飛ばして、今度はページ右上の農地等被災農業者生活支援事業、2億円につきましては、作付ができない被災農業者を対象に、①としまして、営農継続のための借地、それから②としまして、JA等で一時的雇用ができるように支援するものです。

次に、2番目の被災宅地の復旧支援と3番目の防災・安全対策として1つの事業を計上しております。

土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業、3億円です。いわゆるレッドゾーン内の被災家屋を対象に、①としまして、移転

費用、②として、何らかの事情で現在地内での建てかえが必要な方に対しまして、住宅補強を支援するものです。

次に、4番目、公共施設等の復旧支援では、小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業として3億円を計上しております。

国庫補助対象外の小規模な被災箇所の自力復旧を支援することとします。既に、小規模な農地復旧につきましては、補助率2分の1で予算化しておりますが、こちらは共有財産ということから、補助率を3分の2に引き上げて支援を行うこととしております。

20ページのほうをごらんください。

以上のように10事業を計上しまして、6月補正分までを含めた基本事業の一覧を掲載しております。

今回、市町村分10事業計上で12億円と、県事業分としまして1事業、0.4億円を追加することで、基本事業分としまして、左上に記載しておりますとおり、40事業を予算化することになります。基金活用総額としては、右上に記載しておりますとおり、159.6億円となります。

このような状況を踏まえた今後の取り組みにつきましては、右側中ほどにありますとおり、まず1番目としまして、6月補正計上分までを含めまして市町村のニーズ調査を行い、必要な事業費総額の規模を把握した上で、2番目としまして、さらに追加でメニュー化すべき事業がないかなどを検討し、まずは執行予定の全体像をつかみたいと思っております。

その上で、9月補正に向けまして、その下書いておりますとおり、住まいの再建のほか、書いておりますとおりの支援項目を中心に、市町村への枠配分も含めて予算化をしていきたいというふうに考えているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○斉藤地域・文化振興局長 地域振興課でございます。

説明資料の23ページ上段をお願いいたします。

計画調査費で1,000万円余の増額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

「歩き」を活かした地域活性化プロジェクト事業は、フットパスなどの歩きを生かしまして、交流人口拡大を通じた地域の稼げる仕組みづくりを構築する事業に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

同じく、説明資料23ページの下段をお願いいたします。

計画調査費で297万円の増額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

県立劇場費、通常分の県立劇場施設整備費は、演劇ホールの舞台用監視カメラの更新に要する経費でございます。このカメラは、舞台技術職員が公演中に舞台つり物装置を安全に操作したり、利用者が控室で舞台進行状況を確認するために不可欠なものであり、経年劣化により改修が必要なことから、利用者の安全性や利便性を損なうことがないように、早期に復旧を行うものです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

計画調査費といたしまして、660万円余の増額をお願いしております。

内容につきましては、右の説明欄をごらんください。

交通整備促進費につきまして、まず通常分として、一般社団法人熊本県バス協会に対します運輸事業振興助成補助に要します経費の所要見込み額が増加したことにより、166万円余の増額補正をお願いいたしております。

次に、地震対応分といたしまして、南阿蘇鉄道の全線復旧復興に向けた地域公共交通網形成計画を策定します南阿蘇鉄道沿線地域公共交通活性化協議会への負担金といたしまして500万円を計上しております。

なお、南阿蘇鉄道に関しましては、去る6月6日に、県、沿線町村及び鉄道事業者で設置いたします南阿蘇鉄道再生協議会として、鉄道復旧事業に係る国庫補助率のかさ上げ、地元自治体の負担に対する財政措置等を求める要望書を国に提出したところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○平井人事課長 人事課でございます。

資料、縦横が変わりまして、25ページをごらんください。

条例案でございます。

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ということでございます。

内容は26ページをお願いいたします。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、人事院規則の19-0、これは国家公務員の職員の育児休業等に関する規則でございますが、この改正に準じまして県の関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございます。

同一の子における育児休業の再度の請求あるいは再度の延長並びに育児短時間勤務の再度請求ができる場合には、特別な事情ということで認めているものがございます。

今回、その括弧書きの中、保育所等に保育の利用を希望し、入所申し込みを行っているが、当面その入所決定が行われないことをその要件に加えるものでございます。

3、施行期日は、公布の日からとさせていただきます。

以上でございます。

○竹内財政課長 財政課でございます。

27ページから29ページでございますが、手数料条例の一部を改正する条例でございます。

説明は29ページの概要のほうでさせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、ものづくり分野において若者を確保するため、機械加工、建築大工などの技能検定実技試験手数料を県が減額した場合には、国が補助するという制度が創設されました。これを踏まえまして規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容をごらんください。

技能検定の2級または3級の実技試験を受検する35歳未満の者の受検手数料を、資料記載の区分ごとにそれぞれ9,000円減額するものでございます。

なお、減額いたしました9,000円につきましては、国が全額補助するため、県の歳入への影響はございません。

最後に、3の施行期日でございますが、受検申請手続が10月2日から始まりますため、その前日の平成29年10月1日からとしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料30ページ、議案第6号、熊本県情報公



開条例及び熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

内容は32ページの条例案の概要で説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、熊本県住宅供給公社が、2月県議会における解散の議決、その後の国土交通大臣の認可を受け、平成29年3月31日に解散したことに伴い、関係する条例の規定を整理するものでございます。

主な改正内容といたしましては、それぞれの条例の適用対象となる実施機関等から、熊本県住宅供給公社を削除するものでございます。

住宅供給公社は、現在、清算の目的の範囲で存続し、清算終了に向けた手続を進めておられますが、その間は引き続き文書を管理し、清算終了した際に知事に引き継ぐこととし、知事が引き継いだ文書につきましては、もともと知事が作成し、または取得した文書と同様に取り扱う旨の経過措置を設けております。

施行期日につきましては、既に公社は解散しておりますことから、公布の日としております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井芹税務課長 税務課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

第7号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料の40ページ、条例案の概要で御説明いたします。

1の条例改正の趣旨は、地方税法等の一部改正に伴う改正でございます。

2の主な改正内容ですが、まず(1)の総則では、電子システムで申告等を行う税目について、災害その他やむを得ない事由により申告等ができないものが多数に上った場合に、

その対象者の範囲及び期日を指定して申告等の期限を延長することができる規定を追加するものでございます。

これは、国税通則法施行令において、同様の措置を行うことができる規定が追加されたことに伴う改正です。

次に、(2)の個人県民税は、今年4月から政令市に権限移譲されました県費負担教職員の給与負担事務に係る財源とするため、政令市在住者に係る個人住民税の所得割の税率2%相当分を、県から政令市に税源移譲する地方税法の改正に伴い改正するものです。

次に、(3)の不動産取得税ですが、高さ60メートルを超える居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションでございますけれども、これに係る不動産取得税の課税につきまして、各階ごとの取引価格の動向を反映し、高い階は税負担を強化し、低い階は税負担を緩和する補正を行うこととされたことに伴う改正です。

1つ飛びまして(5)の自動車取得税は、新車、中古車とも、エコカー減税の対象となる車両の範囲を絞り込んだ上で、特例措置を1年間延長するものでございます。

施行期日は、資料記載のとおりでございます。

続きまして、資料41ページ、第8号議案、熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

あけていただきまして、42ページの概要をお願いいたします。

1の条例改正の趣旨は、地方税法の改正に伴うものでございます。

2の主な改正内容ですが、地方税法で規定されている道府県民税に関する用語について、控除対象配偶者が同一生計配偶者に名称変更されたこと等に伴い、それを引用する条例の関係規定を改正するものでございます。

施行期日は、平成31年1月1日でございます。

す。

続きまして、43ページ、第9号議案、熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

あけていただきまして、右の45ページの概要で御説明いたします。

この条例は、誘致企業への県税の優遇措置を規定しておりますが、1の条例改正の趣旨に記載しておりますとおり、過疎地域自立促進特別措置法など、条例に引用しております特別法及び関連する省令の一部改正を踏まえ、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容ですが、(1)(2)は過疎法、(3)は半島振興法、(4)は離島振興法につきまして、県税の課税免除または不均一課税の対象となる施設設備の取得期限を、平成31年3月31日まで2年間延長するなど、また、(5)が、企業立地促進法に関し、県税の課税免除の対象となる計画の同意期限を、30年3月31日まで1年間延長する改正を行うものでございます。(6)は、この条例において、土地の取得等に係ります不動産取得税の税率0.4%を0.3%にする特例措置の適用期限を、30年3月31日まで1年間延長するものでございます。

3の施行期日は、公布の日でございます。

次に、あけていただき、46ページをお願いいたします。

第19号議案、熊本県税条例等の改正に係ります専決処分の報告及び承認についてでございます。

少し飛びまして、66ページをお願いいたします。

1の条例改正の趣旨ですが、こちらも地方税法の一部改正に伴うものですが、改正項目のうち、本年4月1日施行の部分につきまして、法と条例の内容にそごが生じ、県民生活に支障を来すことがないように、3月31日に専決処分により条例を改正し、4月1日に施行したものでございます。

2の主な改正内容としましては、66ページから67ページにかけて記載しておりますとおり、主に課税の特例措置の適用期限を延長する等、国の法律改正に伴う改正でございます。

3、施行期日は、(1)は、29年4月1日、(2)は、公布の日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料、1ページおめくりいただきまして、68ページをお願いいたします。

平成28年度の繰越明許費の御報告でございます。

上段の九州広域防災拠点強化整備事業費ですが、これは、総合防災航空センターの建設工事について、13カ月の工期を確保するため繰り越しを行ったものでございます。

次に、下段の熊本地震追悼・復興祈念事業費ですが、これは、ことしの4月に開催いたしました追悼式やシンポジウムに関する事業で、3月から準備する必要があったため繰り越しを行ったものでございます。よろしくお願いいたします。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料69ページをお願いいたします。

同じく、繰越明許費の報告でございます。最上段の表をごらんください。

これは、熊本県立大学が熊本地震により受けた施設災害の復旧を行うに当たり、必要な費用を県から支援するものでございます。

県立大学におきましては、食堂があります学生会館やサブアリーナの天井復旧工事など、昨年11月または12月に入札の公告を行いましたが、応札がありませんでした。そのため、随意契約に切りかえて施工業者を探した

り、あるいは工期等の条件を緩和して入札した結果、契約が3月末または4月となり、繰り越したものでございます。

なお、これらの災害復旧工事につきまして、既に着工しております、9月末までには完了する予定でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○坂本総務事務センター長 総務事務センターでございます。

同じく、69ページ中段をお願いいたします。

職員住宅管理等事業費につきまして、黒髪の職員住宅跡地のフェンス修繕工事を土木部に依頼して施工しておりましたが、熊本地震の影響により年度内の事業完了が困難な状況となったため、199万円余を繰り越したものでございます。

なお、この工事は、4月25日に竣工済みでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

同じく、69ページの下段をお願いいたします。

まず、財産管理費のうち、512万円余についてでございますが、これは、新公有財産管理システムの開発経費でございます、昨年度中に開発することといたしておりましたが、熊本地震の影響を受けまして、システム開発のうちデータ移行を延ばさざるを得ない状況になり、繰り越したものでございます。本年8月には稼働する予定でございます。

次に、財産利活用推進事業費、4,600万円余の繰り越しでございます。これは、県北広域本部菊池庁舎の書庫を整備する事業でございます、庁舎敷地内の建築予定地に埋蔵文化財が確認されましたことから、昨年度中の事業完了が困難となり、本年度に繰り越した

ものでございます。本年11月中には完成する予定でございます。

最後に、県庁舎等施設災害復旧費でございます。これは、昨年度の熊本地震により被災した庁舎等の復旧経費でございますが、調査、設計に想定以上の時間がかかり、年度内の事業完了が困難となったことから、5億1,700万円を繰り越したものでございます。本年度中に完了する予定でございます。

財産経営課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

ページをめくっていただきまして、70ページ、その上段をお願いいたします。

まず、私立学校施設耐震化促進事業費ですが、熊本地震で被災したことにより、地震による復旧工事を踏まえた検討が必要となり、設計完了までに不測の日数を要したため、予算額のうち1億700万円余を繰り越したものです。

次に、私立学校施設災害復旧費ですが、熊本地震の影響により施工業者における人員確保及び資材調達が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、予算額のうち11億1,900万円余を繰り越したものです。

いずれの繰り越し工事につきましても、引き続き熊本地震の影響が懸念されるため、進捗状況を注視し、年度内に完了するよう指導してまいります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○門崎消防保安課長 消防保安課でございます。

同じく、70ページをお願いいたします。

繰越明許費の御報告につきまして、中段以下、3件でございます。

まず、防災消防ヘリコプター管理運営費に

つきまして、新機体の納入の時期を平成30年2月と予定しておりまして、年度内に事業完了できなかったことから繰り越したものでございます。

次に、消防学校教育訓練機能強化事業費につきまして、フェンス改修に伴う設計変更に必要な基礎資料の収集に時間を要したものでございまして、本年3月に事業着手しており、9月末には完了の見込みでございます。

最後に、消防学校施設災害復旧費につきまして、被災状況確認のための調査等に時間を要したものでございまして、現在、屋内訓練場及び救急棟の解体並びに武道場の改修に係る設計委託の入札公告中でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井芹税務課長 税務課でございます。

資料71ページをお願いいたします。

自動車税事務所施設の災害復旧費ですが、これまで2回入札を実施しましたが、2回とも不調に終わり、施工業者の選定に至らず、年度内の工事完了が困難になったものでございます。来月、再度入札を行い、早期の完了を目指して取り組んでまいります。

税務課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○斉藤地域・文化振興局長 地域振興課でございます。

説明資料72ページの上段をお願いいたします。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費でございますが、環境省の補助事業を活用しまして水俣市が行います生態系に配慮した渚造成整備事業等において、関係機関との協議等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難な状況となったものでございます。そのために2,000万円余を繰り越したものでございます。ことし9月末までには完了

する予定でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

同じく、説明資料72ページの中段をお願いいたします。

まず、県立劇場施設災害復旧費のうち、5億5,400万円余を繰り越しております。

これは、地震によって被害を受けた外壁の復旧工法の検討に時間を要したことや、同じく地震によって被災いたしました熊本市民会館との同時閉館を避けるため、開館しながらの工事を実施することなどから、長期の工事期間を要することにより、年度内の工事完了が困難となったため繰り越しを行ったものでございます。既に工事を発注し、来年3月中旬には完了の予定でございます。

次に、博物館ネットワークセンター施設災害復旧費のうち、1,500万円余を繰り越しております。

これは、昨年6月に発生いたしました集中豪雨で被災いたしました施設の復旧工事の入札不調により、施工業者の選定が3月となったことから、年度内の工事完了が困難になったため繰り越しを行ったものでございます。せんだって6月16日に工事は完了したところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料72ページの下段をお願いいたします。

五木村振興道路整備事業費でございますが、村からの要請を受けまして、村道神屋敷線の整備を県が受託して行うものですが、関係機関との協議に不測の日数を要し、設計がおくれたため、4,100万円余を繰り越したものです。昨年度末に工事を発注し、9

月末完了の予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の73ページの上段をお願いいたします。

鉄道軌道輸送対策事業費790万円余の繰り越しにつきましては、くまがわ川鉄道が実施いたします枕木交換や踏切保安施設整備等、鉄道基盤施設の整備に対する助成でございます。

これは、昨年度の国の経済対策に係る事業でございます。国から本事業者への交付決定が平成29年1月末に行われたため、翌年度に繰り越しを行ったものでございます。

なお、当該工事は既に着工されておりまして、7月中には本対象事業が完了する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

同じく、73ページの下段をお願いいたします。

情報通信格差是正事業費につきましては、市町村が実施する携帯電話の基地局整備に対する補助でございます。

五木村が実施する分につきましては、積雪による施工中断、それから資材調達に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったため、5,600万円余を繰り越したものでございます。なお、年内の完了を予定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○中島議会事務局次長 議会事務局でございます。

資料の74ページをお願いいたします。

まず、上段の議会史編さん事業費でございます。

これは、平成25年度から28年度までの4カ年計画で、熊本県議会史第8巻を完成させることとしておりましたが、熊本地震により執筆者が被災されたことなどにより原稿完成に不測の日数を要したため、650万円余を翌年度へ繰り越したものでございます。今月末納品予定となっております。

次に、下段の議会棟維持修繕費でございます。

これは、平成28年度から29年度までの2カ年計画で議会棟外部改修工事を実施しておりますが、熊本地震の影響により発注準備等に不測の日数を要したため、6,539万円余を翌年度へ繰り越したものでございます。10月初めには竣工する予定となっております。

以上でございます。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

次の75ページをお願いいたします。

平成28年度一般会計事故繰越の繰越計算書でございます。

私立学校施設耐震化促進事業費ですが、熊本地震の影響により施工業者における人員確保及び資材調達が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、やむを得ず昨年度繰り越した1億9,400万円余のうち1億6,900万円余を再度繰り越したものでございます。

この事故繰越となったものは、高校の耐震改築3校の3棟ですが、現時点ではいずれの工事も既に完了しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井芹税務課長 税務課でございます。

76ページをお願いいたします。

報告第10号、交通事故に係る専決処分のお

報告でございます。

次の77ページの概要で御説明いたします。

5の事故の状況に記載のとおり、県北広域本部の税務課の職員が、不動産取得税の賦課に係る家屋調査のため出張した際に、山鹿市内におきまして、小型貨物との離合中に接触した事案でございます。

双方動いていたため、過失割合は50対50となり、4の表の右側記載のとおり、1,372円を賠償しております。

賠償は、県が加入しております損害賠償保険で対応しております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○池田和貴委員 18ページ、財産管理費でちょっとお尋ねをしたいんですが、済みません、ここは、他県からの派遣職員の受け入れ、阿蘇地域では今借上げをしているんですけど、この借上げをやめて新しい建物を建てるという話ですかね。そういうふうに理解してよかったですか。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

今現在35名、他県から、派遣職員がおります。うち33名が、ペンションとか旅館、民宿等におられます。長期滞在いたしますと、この間、例えば仕事の帰りに自由にお風呂に入れないとか、そういった日常生活に非常に支障を来すものですから、そのかわりにちょっと宿舎を建てて、それを貸し出すという形にしたいと思っております。

○池田和貴委員 要は、これは県の財産とし

て建物を建てるということになるわけですね。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

県の財産として建築としますと、設計とかに時間かかりまして、非常に準備に手間取ってしまいます。それで、できるだけ早く準備するということと、それから、次年度以降、復興の事業の進捗状況によりましては、他県からの職員の人数が減ることもあります。そういったことも兼ね合わせますと、リースで行ったほうが非常に経済的だということを考えまして、リースによる宿舎準備ということにしております。

○池田和貴委員 わかりました。それだったら結構です。済みません、ありがとうございました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○中村亮彦委員 済みません、19ページなんですけど、復興基金の4番なんですけれども、この公共施設等の復旧支援ということで、被災した農業用水路、それから、農道、農地、小規模な箇所農家等のということで書いてありますけれども、これは地域の土地改良区が持っている、何と申しますか、農道の下に畑に送水するための送水管が埋設されておるんですけれども、これは土地改良区の財産なんですけど、これも対象になるということで間違いはないですか。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

今委員から御質問ありました土地改良区につきましても、対象とすることとしております。もともと土地改良区からも要望が来まして、今回、この分を予算化しているものでございます。

○中村亮彦委員 これは40万以下の小規模な箇所ということで、非常にこれはありがたいと思うんですね。

送水管となりますと、送水管が外れたりとか破損したりとか、地震によってですね、というのがあるんですけども、これは1カ所で壊れているのを直すぐらいでは40万超えないんですね。だったら、その地域のをまとめてこれを修理しようと思ったときに、距離が離れとったら、これはまただめだということで40万以下になりますので、結局満たないんですね、金額が。

40万以下にも支援していただくということで、非常にありがたいんですけども、農地水の事業にかかわっているそういう地域においては、まあ恐らく困んであると思うんですけども、これは対象にならないというふうに聞いたんですけども、これは間違いないですか。

○沼川市町村課長 市町村課です。

ちょっとどこまでが細くなるのか、ならないのかまでは、私どものほうでも個別案件はちょっと把握しておりませんので、もし具体的にどこかの案件を委員のほうで把握されているのであれば、ちょっとお聞かせいただければと思います。

基本は、国庫補助の対象になるところが40万以上ということだったので、これを除外して、それ以外の小規模なものは復旧に支援が全く手が入らないということだったので、こちらを全部救おうという考えで、今回、これを予算メニューに加えているところがございます。

○中村亮彦委員 大体、農道の下に埋設管が入っているところというのは、結構広大な農地なんですね。大体そういう大きな、広大な農地に関しては、農地水の事業にほとんど大

体かかわっているんですよ。それが対象外というのだったら、あんまり40万以下、まあ農家には対象になると思うんですけども、土地改良区に関してはほとんど対象にならないんじゃないかと私は思うんですけども、——いかがかなと思うんですが。

○沼川市町村課長 なかなか、個別事例のどれになる、ならないのところまで私どものほうではちょっと、今この時点でちょっと……。

○中村亮彦委員 じゃあ、わかりました。別の機会にまた個別でお話を聞かせたいと思います。

○増永慎一郎委員長 それでいいですか。

○中村亮彦委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 23ページの上段の部分で、企画推進費、「歩き」を活かした地域活性化プロジェクト、これをもうちょっと詳しく、県がどういったかわりを持つのかをお聞かせ願いたいと思います。

○斉藤地域・文化振興局長 まず、フットパス等というのが、歩くということなんですけれども、非常に今健康志向がございまして、走るとか歩くとか、そういうようなもので健康づくりをしようということと、あわせて地域づくりを進めようというふうな動きが実は県内でもあっております。

具体的には、市町村数としては、17市町村の中で、71のフットパスのコースがあります。そういうものを県としても支援していこうということで、実はこれは県からの委託事業になるですけれども、3カ年計画で、今現

在、各団体のほうがフットパスを生かした歩  
きを活用しているんな地域づくりをやっている  
んですけれども、そこがなかなか、環境整備  
はされているんですが、活性化のところまで  
行ってないということで、観光業者とか旅  
行業者とか、あるいは健康関係の医療業者と  
か、そういうふうな方たちとタイアップをさ  
せまして、ネットワークをつくって、何とか  
稼げるような、そういうふうな仕組みをつ  
くろうということで、県が一応音頭を取ってや  
ろうということで、今回始めた事業でござい  
ます。

○河津修司委員 というと、そういった協議  
会をつくって、そういった各地域、町村がや  
っているこのフットパスとかいう、そういう  
事業について知らせていこうとかいう話です  
か。直接コースを整備するわけじゃないんで  
すよね。

○斉藤地域・文化振興局長 具体的な内容  
は、まず、県内のいろんな地域に団体がござ  
います。実際やっている団体が23団体ほどあ  
るんですけれども、そのような団体が実は個  
別的に活動をしていまして、県としては、そ  
ういうような団体をまずデータ化をしようと  
いうようなことと、そこで基本構想をつくっ  
ていって、先ほど申しました稼げる仕組みづ  
くりをつくっていこうと。

具体的に申しますと、案内ガイドとかコー  
ディネーターとか、そういうものを一応養成  
していまして、あわせてガイドブックを作成  
してPRしていくということで、フットパス  
を生かした組織をつくるということと、そこ  
が稼働できるように具体的なコーディネータ  
ー等を養成していくということで、今考えて  
いるところでございます。

○河津修司委員 大変いいと思いますから、  
効果が上がるようにやっていただきたいと思

っております。

それから、29ページの手数料条例の一部を  
改正する条例で、この9,000円を減額する  
という、これは減額した分は国からまた補填  
があるということであれば、その9,000円  
って、この額の決定はどういう、基準か何か  
あって減額するわけなんですか。

○竹内財政課長 財政課でございます。

今回、若者が、特に機械加工とか建築大工  
さんとかいう、いわゆる技能こちらのほう  
に、ものづくりの分野を非常に応援してい  
こうということで、その受検手数料自体を落  
すことでたくさん受検しやすくして、そう  
いった人材を確保していこうというもので  
ございます。

国庫補助制度として、若者がこういった技  
能士になっていただくような道筋をつける  
ということで、この9,000円という額を算定  
しているところでございまして、そこは全  
国一律同じような考え方で、これだけ下げ  
ればということが入ってきているんだと思  
いますが、済みません、詳細、どうして  
9,000円になっているかということ  
までは——国の通知等に基づいて商工  
サイドで検討していただいていること  
になりますので。

○河津修司委員 国のほうからまた減額  
した分が入ってくるのであれば、もうちょ  
っと下げてもいいのかなという思いがあ  
るんですけれども、何で9,000円なの  
かなというのが……。

○竹内財政課長 9,000円というのが補  
助の額という形になっているものだから  
、そこを精いっぱい減額しているという  
形になっております。

○河津修司委員 わかりました。



○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。——ないですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第4号から第9号まで及び第19号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が6件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いします。

○府高政策調整監 知事公室です。

お手元の資料、創造的復興に向けました重点10項目というカラーA3判2枚の資料について御報告をさせていただきます。

この重点10項目の項目、それから、一番右側の平成31年度末の到達イメージにつきましては、4月の総務常任委員会で御報告をいたしましたとおりでございます。

今回、平成31年度末の到達イメージに至ります各項目の現時点での工程を、一覧表として各部局と整理をいたしました。

この表の見方につきましては、この表の一番下にも記載をいたしております。背景が薄紫色に着色しているところが、現在までの取り組みでございます。それから、青色で着色をいたしました四角の枠囲みが既に達成、完了したもの、そして、黄色の四角の枠囲みが復旧、復興の進捗のメルクマール、指標となるものでございます。

今回、工程の構成の事柄、要素につきましては、本日、改めて新規事項として御報告するということはございません。ただ、蒲島県政3期目におけます熊本地震からの復旧、復興の進捗状況につきまして、全体を俯瞰する形でお示するという目的で、今回、この一覧表を御報告させていただくものです。

この重点10項目の進捗一覧につきましては、大きく次の2点の意味を込めて、きょうお示しをしております。

まず1つ目ですけれども、復旧、復興の進捗の見える化ということです。

各項目の現時点での進捗状況というのを、一覧として全体を俯瞰できるような形で整理するというので、県議会の先生方はもとより、広く県民の皆様と情報の共有を図っていきたく思っております。

この内容につきましては、あくまで現時点ということで整理をいたしております。今後、取り組みが進展する中で、節目ごとに情報をアップデートいたしまして、また先生方に御報告した上で、広く情報の共有を図っていきたく思っております。

それから、2つ目です。これは熊本地震からの復旧、復興の全体の加速化ということで

ございます。

この重点10項目は、復旧、復興のさまざまな取り組みの中から、ある程度網羅的に項目をセレクトしたという形をしております。これらの進捗状況を整理しまして、このような形で見える化することで情報の共有を図って、熊本地震からの復旧、復興全体の加速化を今後図っていきたいと思っております。

なお、総務常任委員会では、今回、このような形で復旧、復興の進捗を把握していただきたいということで御報告をいたしております。きょう開かれております各委員会におきましても、関係するそれぞれの所管の項目につきまして、その進捗状況等の報告をいたしております。

引き続き、これらの10項目を初め、復旧、復興全体を着実かつスピード感を持って進めていきたいと思っておりますので、引き続き先生方の御指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

私のほうからは、熊本県国土強靱化地域計画(素案)の策定について御報告をさせていただきます。

この計画は、国土強靱化基本法に基づきまして、今後起こり得る大規模自然災害に備えるため策定するものでございます。

熊本地震等の過去の災害を踏まえまして、ハード施策だけでなく、ソフト施策も含めた総合的な防災体制を整備し、災害に強く、安全、安心に生活できる熊本を目指してまいります。また、九州を支える広域防災拠点として、県境を越える広域的な災害対応体制も整備をしていきたいと考えております。

なお、この計画に基づく取り組みに対しましては、国の補助金等による支援が行われることとなっております。

2の基本目標にお移りください。

今回の計画策定に当たりましては、次の6つの基本的な目標を掲げて策定をしております。

まず、県民の生命を守ること、そして、県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、3番目に、県民の財産及び公共施設に関する被害を最小化すること、4つ目に、被災された方々の痛みを最小化すること、5つ目に、被災した場合も、迅速な復旧、復興を可能にすること、そして最後に、九州を支える防災拠点として機能することという目標でございます。

この1、2、3、5につきましては、国の計画のほうでも基本目標として掲げられているものでございますが、4と6については、本県独自の目標として設定をしているものでございます。

3のスケジュールについては一旦飛ばさせていただきます。4の主な内容ということでございますが、1の1つ目、住宅・宅地の耐震化、それから2の1つ目、九州の縦軸・横軸のリダンダンシーの確保、そして3の1つ目、庁舎や広域防災拠点となる施設の非構造部材も含めた耐震性の強化といったようなハード施策に加えまして、2の4つ目、今回熊本地震で課題となりました車中泊など、指定避難所以外に避難をされている方の実態把握ですとか、そういった方々への情報、物資の提供体制の確保など、ソフトの施策も盛り込んだ総合的な計画としております。

3のスケジュールにお戻りいただきまして、本日、常任委員会でこの素案を報告させていただいた後、今後パブリックコメントに付しまして、再度9月の常任委員会で計画案をお示ししたいと考えております。そして、10月までの策定を目指していきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

私のほうからは、今年度策定を予定しております熊本県立大学の第3期中期目標の策定状況について御報告させていただきます。

資料は、公立大学法人熊本県立大学第3期中期目標の策定についてというのがあるかと思えます。こちらをごらんください。

第3期中期目標の策定についてというタイトルのA4判の紙1枚、それから、2枚目に、中期目標の体系を示したA3のカラー刷りが1枚、その後、参考といたしまして、中期目標の現在の素案を添付させていただいております。

それでは、1枚目の資料を中心に説明をさせていただきます。

1番の趣旨でございますけれども、知事は、地方独立行政法人法に基づきまして、公立大学法人熊本県立大学の設立団体の長として、法人である県立大学が6年間に達成すべき業務運営に関する目標、いわゆる中期目標を定めることとなっております。

今年度は、現在の第2期中期目標期間の最終年度に当たりますことから、次期中期目標を定める必要がございます。

2番の策定手続でございます。

図でお示ししておりますとおり、知事は、大学あるいは公立大学法人評価委員会の意見を聞きまして、中期目標案を作成し、県議会の議決をいただくこととされております。

議会の議決をいただいた後は、知事から、大学に対し中期目標を指示し、大学は、この目標を達成するための取り組みをまとめた中期計画を策定することとなります。

次、3番でございます。

次期中期目標案の現在の第2期中期目標からの主な変更点をまとめております。

次期中期目標は、現在の第2期中期目標を基本としつつ、主に次の3点を盛り込みたいというふうに考えております。

1つ目は、去年の熊本地震の経験を踏まえまして、創造的復興及び防災、減災に関する教育研究、それから、大学自身の防災対策の強化、事業継続計画の策定でございます。

県立大学では、昨年度、地震当初から、既に3学部がそれぞれの専門分野を生かしまして、震災対応や震災復興に関する研究を進められております。数々の論文も示されておりますが、こうした取り組みを今後とも続けていきたいと考えているところでございます。

また、県立大学自身の防災対策や事業継続計画の策定についても、取り組んでいただく必要があると考えております。

2つ目は、大学のグローバル化の推進を図るために、外国人留学生の増加及び英語を初めとする外国語能力の向上を図るということでございます。

これは、県が、復旧・復興4カ年戦略で、施策の1つとして世界とつながる国際人材の育成、活動支援を掲げ、留学生の増加についても取り組んでいくこととしております。こうした点を踏まえ、大学においてもグローバル化を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

3つ目は、県民の要望を踏まえてとしておりますけれども、これは、昨年秋に県内の企業、団体を対象に行ったアンケート調査で要望が多かった、地域企業と連携した学生の県内就職の促進というのを掲げております。

具体的には、県内企業と学生とのマッチングあるいはインターンシップ等を推進していただきたいというふうに考えているところでございます。

裏面をお願いいたします。

中期目標の中で、重点目標というのを3つ掲げております。それを御説明させていただきます。

1の教育の質の向上は、第2期中期目標から継続しているものでございます。

これまでも県立大学では、教育の質の向上に力を入れてきておりますけれども、それを継続いただきたいと考えております。その中でも、第3期では、特に学生の学修時間の把握や大学での学修成果の可視化等に取り組み、学生の視点に立った教育の実現を図ることを求めています。

2の熊本地震からの復興支援を含めた地域に貢献する教育研究の推進は、第2期中期目標で重点目標として掲げております地域貢献活動に、先ほど変更点として申し上げました創造的復興及び防災、減災に関する教育研究を追加し、また、県民への学習機会の提供等を盛り込み、地域に貢献する教育研究活動のさらなる充実を求めています。

3のグローバル化の推進は、先ほど主な変更点でも申しましたことで、新たに重点目標とした項目でございます。

国際的な知見の習得や異文化への理解を深め、グローバル化する社会において必要な素養を幅広く涵養するため、外国人留学生の増加や外国語能力の向上のほか、学生の国際交流の活発化やグローバル化に対応した教育研究環境の整備を推進していただきたいと考えているところでございます。

5番の今後のスケジュールでございますけれども、本日の御報告の後、7月から8月の間でパブリックコメントを実施し、12月議会に中期目標案を付議させていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2枚目のA3のカラー刷りの中期目標の体系図について、簡単に御説明をさせていただきます。

中期目標は、一番上の緑の部分に記載しております、地域社会を担う人材育成の拠点としての大学、地域社会の発展に貢献する知的創造拠点としての大学、地域社会における学習・交流の拠点としての大学を、法人化以来の県立大学の基本目標としております。

それに、先ほど御説明しました第3期にお

ける重点目標は、その下の赤色の部分に記載しております。

あと、青色で示しておりますローマ数字のIからVが大項目でございます。大学の教育研究の質の向上から、その他業務運営までが大項目ございまして、それぞれのところに記載している項目が具体的な目標でございます。太字で下線を引いている部分が、先ほど御説明した第2期中期目標からの主な変更点でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題についてという資料をお願いいたします。

2点でございます。

1点目の報告は、球磨川治水対策協議会についてでございます。

球磨川の治水に関しては、戦後最大の被害をもたらした洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目的とした治水対策を網羅的に検討して、国土交通省、熊本県及び流域市町村の間で共通の認識を得ることを目的といたしまして、平成27年に協議会を設置し、協議を続けているところでございます。

その現状を、3月に開催いたしました第7回協議会と第2回整備局長・知事・市町村長会議の概要にて御報告をいたします。

会議では、これまでの協議会における検討状況の整理と、検討する場で積み上げてきた対策の実際の事業進捗の状況について協議を行いました。また、これまで検討してきた引き堤や河道掘削等9つの治水対策案をそれぞれ単独で実施しても、戦後最大の洪水に対応できないこと、また、9対策のうち、治水効果が極めて低い対策を除いた8つの対策の組み合わせ案の考え方について、認識を共有いたしました。

市町村からは、各対策案への御意見を初め、そちらに記載しておりますようなさまざまな御意見が出され、今後、これらも踏まえまして、組み合わせ案の検討を行っていくこととしております。

今後の進め方ですが、まずは複数の治水対策案の組み合わせ案の概要整理と課題の整理を進めた上で、総合的な評価を行っていくこととしております。

なお、参考といたしまして、9つの治水対策案の概要と検討の進め方を別紙でつけさせていただきます。

裏面をお開きください。

2点目の報告は、五木村の振興についてでございます。

五木村の振興につきましては、平成20年に議員提案により制定されました五木村振興推進条例に基づき、村と県が共同で働く場づくり等3本の柱によります振興策を取りまとめ、村とともに推進しているところでございます。

28年度の成果といたしましては、五木村の元気を発信するアウトドアイベントの開催による観光振興、若手事業者を中心とした「稼ぐ」むらづくりの推進協議会の設置や新規の商品開発、五木産材のブランド化の推進、U・Iターンの促進事業に取り組んできております。

29年度は、4月にオープンいたしました歴史文化交流館を活用した観光交流の促進、観光資源の磨き上げや商品のブラッシュアップ等、「稼ぐ」むらづくりの推進、「くまもと型復興住宅」の取り組みを契機といたしました五木産材のブランド化の加速化を進めてまいります。

また、基盤整備事業につきましても、県の50億円の財政支援に基づきまして、キャンプ場の整備や道路ネットワークの整備、また、移住者向け住居整備等を進めてまいります。

報告は以上でございます。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

交通政策課からは、2件御報告をいたします。

1件が、阿蘇くまもと空港の創造的復興についてというA4のカラー刷りの横版のものを1枚、もう一つは、地方版図柄入りナンバープレートの導入についてということで、A4の縦に変わりますけれども、カラー刷りのものを1枚お手元のほうに置かせていただいております。

まず、阿蘇くまもと空港の創造的復興についてでございます。

これにつきましては、阿蘇くまもと空港のターミナルビルの建てかえを含めます空港運営の民間委託化、いわゆるコンセッションの今後のスケジュール等について御説明をするものでございます。

今月6日に、蒲島知事から石井国土交通大臣に対しまして、コンセッション手続の加速化を要望いたしましたところ、石井大臣からは、熊本県からの要望に沿って進めたいとの御発言をいただいたところでございます。これに基づいて作成したものでございます。

お手元のA4の表紙をごらんください。県の要望に基づくスケジュールでございます。

このスケジュールは、現時点での想定ではございますが、上段から御説明を申し上げます。

まず、現国内線ビルの取り扱いでございます。

現国内線ビルは、ラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権大会が本県で開催をされます平成31年度まで運用をされます。翌32年度から、撤去工事に入る流れとなります。

続きまして、新しいターミナルビルが建ちますまでの間の代替施設といたしまして、国内線の別棟ビルがございまして、現国内線ビル

の運用が終了いたします平成31年度末までに、この別棟ビルにつきましては、国において整備、完成させ、その後、新たな運営権者による運営が開始されることとなります。

それから、運営権者の選定に係りますコンセッションの手続でございます。

これは、今月末にも、この募集要項の素案となります基本スキーム案が実施主体の国から公表される予定でございまして、あわせて民間の投資意向を調査する、いわゆるマーケットサウンディングと申しますが、民間投資意向調査が始まる見込みでございます。

この意向調査を踏まえまして、今年度末までには実施方針とそれから募集要項のほうが調整、公表され、平成30年度中に審査が行われ、1年後には新たな運営権者の選定まで進むものと想定しているところでございます。

それから、新ターミナルビルにつきましては、平成31年度中に新たな運営権者による設計が開始され、現国内線ビルの撤去後に建設工事に入ると想定しております。

なお、新ターミナルビルの完成、運用につきましては、これは新しい運営権者の設計、施工次第ということもございまして、現在は未定でございます。

裏面をごらんください。

建設等の概要につきまして、現在の阿蘇くまもと空港の鳥瞰図でございます。

まず、黄色の点線の囲みの部分でございますけれども、現国内線ビルの敷地に新たな運営権者による新ビル建設が予定されております。

また、その横の赤い点線の囲みの部分でございますけれども、ここに、その新ビル建設期間中におけます国による国内線別棟ビルの建設予定地となっているところでございます。

なお、その上のほうに紫の点線の部分がございますけれども、ここは国によるエプロン拡張工事予定箇所でございます。平成29年度

中に、新たに9番スポットが完成する予定でございます。順次、その後、その右側に10番スポットも国によって施工される予定となっております。

この件につきましての説明は以上でございます。

熊本空港が熊本の中長期的発展に寄与することになりますよう、引き続き、県といたしましても、国と調整を行ってまいります。

続きまして、地方版図柄入りナンバープレートの導入についてという表紙のほうをごらんいただきたいと思っております。

自動車の登録及び登録番号標、いわゆるナンバープレートの交付手続は、国の業務となっております。その上で、今般、地方版図柄入りナンバープレートについての制度が発表されたところでございます。

これにつきましては、地方自治体が地域の特色ある図柄を国土交通大臣に出して提案をしまして、国がナンバープレートを作成、交付する制度でございます。

次の2種類について、提案が可能となっております。

まず1番目が、既存のいわゆる熊本ナンバーに図柄を導入するものでございます。もう一点が、これまで2回ございましたけれども、新たな御当地、いわゆる御当地ナンバー、例えば平成20年度には富士山ナンバーというものができておりますが、そのように御当地ナンバーに図柄を導入するものでございます。

本制度は、まず、ラグビーワールドカップ特別仕様、これは既に公募済みでございまして、現在、県においては、知事、それから副知事の公用車にこのラグビーワールドカップの特別仕様のナンバープレートがついております。それと、東京オリンピック・パラリンピックの特別仕様、これは平成29年10月に交付開始予定となっておりますが、これの地方版として実施されるものでございます。

対象車種は、登録自動車、いわゆる自家用及び事業用と軽自動車でございます、二輪車は対象外となっております。

それから、①②の制度、いずれも寄附金ありがフルカラー、寄附金なしがモノトーンとということで、その2パターンを作成し、ユーザーの希望により交付されるということになっています。

1点、共通する留意事項がございます、いわゆるナンバープレートに記載します文字や番号につきましては、視認性を確保する必要があります。これは、警察が今まで設置をしております自動車ナンバー自動読み取り装置、これで読み取りが可能なものという条件がついているところでございます。

真ん中の図はイメージ図でございます。

それでは、まず既存の熊本ナンバーに図柄を導入する制度について、簡単に御説明申し上げます。

下の①をごらんください。

まず、この事業につきましては、県が主体となって国に提案を行ってまいります。具体的には、図柄の決定ですとかあるいは寄附金の使途、それから充当する事業等を選定するための協議会を県において設置する予定でございます、国等の関係機関、それから産技センターや県内の大学関係のデザインの専門家、それから県警察等で構成をする予定でございます。同協議会で図柄案を複数案作成し、県民へのパブリックコメントを経て、最終案を決定していく流れでございます。

今後のスケジュールでございますが、早速6月から10月にかけて、図柄イメージの作成、それから、県民アンケート、パブリックコメントを実施してまいります。あわせて、8月から11月にかけて、国に対します導入申込書等の手続を行ってまいります。平成30年10月ごろには、図柄入りナンバープレートの交付が行われる予定でございます。

参考といたしまして、九州では、福岡、佐

賀、大分、宮崎、鹿児島各県で同様の制度が実施される予定でございます。

裏面をごらんいただきたいと思っております。

新たな御当地ナンバーの図柄の件でございます。

これは、国が新たに御当地ナンバーの登録を認めるもので、図柄入りのナンバープレートの交付をするというものでございます。

御当地ナンバーにつきましては、これまで2度募集があつております。例えば、富士山ナンバーですとか、平泉ナンバー等があつております。現在30カ所、全国で交付が行われております。

導入に当たりましては、市町村等、希望する地域が主体となって取りまとめを行ってまいりまして、県がその取りまとめ、経由をして、必要書類を国へ提出してまいります。

導入に当たりましては、次のいずれかの要件を満たす必要があります。まず、対象地域内の登録自動車数が10万台を超えていること。その登録自動車数には、軽自動車は含まれません。それから、もう一点が、対象地域内に複数の自治体が存在し、かつ、当該地域の登録自動車数がおおむね5万台を超え、相当程度の知名度を有するものであるということでございます。

今後のスケジュールでございますが、これは少し時間がまだ余裕がございます、平成29年、ことしの11月からキックオフいたします。そして、来年の12月にかけて、国への手続等が進められることになっております。そして、平成32年度中に図柄入りナンバープレートが交付される予定でございます。

県内地域の動向でございますが、先般5月に国の制度説明会がございまして、県内市町村へ情報提供が行われております。

ただ、先ほど申しましたように、いろいろ事細かな条件がついてまいりますので、基本的には県が国の窓口となって情報収集を行ってまいりたいと思っておりますし、個別に導

入を検討される市町村、地域とのつながり、相談、協議等を行ってまいりたいと思っております。

御報告は以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はございませんか。

○河津修司委員 今の御当地ナンバーの件ですが、これは地域内の登録自動車数が10万台を超えていることとかいうことになると、この条件を満たす地域といたら、どういった——熊本市は満たすかもしれぬですが、ほかのところでどういった地域だったら満たしますか。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

この要件2つ、10万台の要件と、それから、例えば複数の自治体が一緒に連携して取り組む場合と2つございます。1地域による10万台となりますと、もうこれは熊本市しかございません。もう一つのほうの複数の地域が連携して、その当該地域の登録自動車数がおおむね5万台となってくると、例えば八代郡市あたりについては要件に当てはまってくるのかなと。まあ、5万台弱ですけれども、おおむね5万台ということで——になってこようかと思っています。

あとは、圏域をどこで持っていくか、例えば県南という形で持ってくれば、かなり台数がございますし、阿蘇郡市だと、少し5万台には足りないんですけども、例えば県北とか、そういうような依頼であれば、5万台以上の基準はクリアしてくるものというふうに考えているところでございます。

○河津修司委員 この前も1回あって、そのときも阿蘇地域で申し込もうかとしたら、や

っぱり台数が足りなくて諦めた経緯がたしかあったと思うんですね。だから、その辺が何とかまとまるような圏域を考えていただいて、希望があればまとめていただきたいなと思っております。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

先ほども御説明申し上げましたが、今回のこの御当地ナンバーにつきましても、県のほうでしっかり国との交渉をしてみたいと思っておりますし、それにつきましては、自分が、関係する市町村、地域のことはきちっと連携をとってまいりたいと思っております。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 県立大学の件でお尋ねしたいんですが、1ページの一番下のほうに、地元へどうやったり取り込んでいくかというような基本的な考え方だろうと思いますが、現状では、県立大学から熊本県内に就職をする人というのは何%ぐらいいるんですかね。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

現在の就職状況ということで、熊本県内に就職している割合が、平成28年度末を29年の5月1日現在で捉えましたところ、県内54.6%でございます。九州で73.8%と、そういう率になっております。

以上です。

○岩中伸司委員 意外と私が想像していたよりも多いなというような思いですけども、もっともっとやっぱりこのことには力を入れていかなければならないというふうに思うんですが、私たちが若いころは、とにかく大阪、東京が一番いいという感覚でみんないた



んですが、最近はやっぱり地元志向という若者もふえているようなのでですね。

この地域企業と連携したというのは、地域の企業というのは、どれぐらいの規模で連携をしながら具体的に進めていこうと、まあそこまでまだわかってないかもしれませんが、大方構想、どういう構想で進めていくというか、わかりますか。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

具体的にどれぐらいの規模かというのはわかりませんが、現在、県内でも、建設業からいろんな企業等に就職をしている実態がございますので、まずはそういったものから入っていくのかなというふうに思っています。

それで、あとは大学のほうでいろいろそのあたりのことを、今後、中期計画の中で具体化をしていただきたいと思いますので、そういった中で少し御検討いただきたいというふうに思います。

○岩中伸司委員 大体大まかにはわかりました。

意外と多かったなというのはちょっとうれしいんですけども、もっともっと積極的に取り組んで、県内で若者がやっぱり定着をするように、あらゆる努力をしていかなければなりませんので、その一環としては大変貴重な提起だなと思いますので、頑張ってくださいと思います。

○松野明美委員 阿蘇くまもと空港につきましてお尋ねをします。

スケジュール等を書いてあるものを先ほど御説明いただきましたけれども、ことしがこの実施方針公表、また、募集要項公表と書いてありまして、来年、審査があつて新たな運営者の決定ということなんですけれども、そ

の選定についてもう少し詳しく説明をいただきたいんですけども。

○内田交通政策課長 済みません、わかりづらいところがございます。

このコンセッション手続と書いてある表で共通でございますのが、新しい運営権者、いわゆる民間の事業者さんの決定の手続でございます。

まず、先ほど述べましたとおり、今月末にも、国のほうのまずこのコンセッションに対する、募集に関する基本的な考え方が、基本スキーム案という形で示される予定になっております。

この内容につきましては、例えば事業の期間ですね。今先行いたしております、例えば福岡県とかは、大体30年ぐらいの期間を、国としては委託期間として設定しているということでございます。それから、昨年7月から既に民間委託化した仙台空港、これもやっぱり30年ぐらい、オプションでプラス30年、要するに60年ぐらいは運営期間を持つというようなことをこのスキーム案のほうで出しておられます。そのほか、あと委託をする範囲、事業の範囲等を出されております。

これと同じものが、この阿蘇くまもと空港につきましても、早ければ今月末ぐらいには国のほうから出されるのではないかとということでございます。

特に、今回の場合は、新しいビルを、国内線、国際線の一体ビルを建てるということを国がきちっと出すということが1点大きな点でございます。それから、それに伴いまして代替ビルの別棟ビルを国がつくり出すということも、この基本スキームの中で多分出てくるんだろうと思います。

そういう部分を一応提示いたしましたものについて、今度はいろいろ民間の意見を聞いていくのが、この真ん中の矢印、最初の29年度の矢印、民間意向調査というところになり

ます。

あわせて、私たち熊本県側といたしましても、国のスキーム等を見ながら、県としての例えば創造的復興に関するいろんな、例えば12月に策定しました大空港構想Next Stageとか、その中に盛り込まれたことがどう盛り込まれていくのかと、スキーム案に対して提案をしていくような作業がここに出てまいります。

それらを鑑みまして、国のほうで取りまとめますが、29年度末のその実施方針と募集要項でございます。そこで正式に、新しい熊本空港づくりはこういうような形で提案をしてくださいというようなものをつくりまして、公表をいたします。それに対して、民間の事業者さんが、30年度中にいろいろ、いわゆる入札に対する応札をしたいと提案をしてこられることとなります。国のほうで、基本的にはそれを見て選定をされまして、30年度末に新しい運営権者が決定されるというような流れになってまいります。

以上でございます。

○松野明美委員 よくわかりました。

県内でも、企業の経営者が集まられまして研修会というようなものを開かれていると思うんですけども、そのバランスみたいなのは何かあるんですか。国が一本でずっとやるのかという、そのバランス、まあ県内の企業も多少、何でしょう、割合みたいなもののところはあるんでしょうか。

○内田交通政策課長 そこはバランス等の決まりはございません。そこは、今県内の経済界のほうも、経済同友会のほうで何かコンセッション委員会というものを独自に立ち上げられまして、全国的に勉強していこうということで、勉強会のほうももう2回開催をされたところでございます。近く3回目のほうも予定されているところでございます、まず

は県内の経済界はどんどんこのコンセッションについての勉強をしていって、しかるべく今年度末の実施要項、募集要項ができたときに、提案ができるような体制を今考えていらっしゃるところでございます。

例えば、全国的な企業がどれぐらいとか、地元企業がどれぐらい、そういう割合は基本的に決められておりません。そこは自由でございます。

○松野明美委員 先ほども、仙台空港が多分地方の空港では初めての民営化ということで、かなり大きく変わりましたよね。そういうことで、熊本空港のほうも期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○中村亮彦委員 今松野先生からおっしゃったのの関連なんですけど、この運営権者が決まった後のことをちょっと聞きたいんですけど、30年度末に決まって、そして、その運用を運営権者が本格的にといいますか、譲渡されて運用を始めるのはどのタイミングなのかというのを聞きしたいんですけども、これは国内線別棟ビルが完成した後なのか、それとも新ターミナルビルの工事が終わった後なのか。

○内田交通政策課長 基本的に、この新しい民間委託を出される範囲というのが、今国が直轄をしております滑走路と、今空港ビルディングが所管しておりますビルディング、空港ビルですね、それと空港環境整備協会が持っております駐車場、この3つがこの民間委託の主な事業範囲でございます。

実は、先行します仙台のときもそうだったんですけども、まずは現在の空港ビル、それから駐車場あたりは、今の事業を引き継いでという形になりますので、非常に引き継ぎやすいということもございます。

平成30年度末に運営権者が決定されました後、正式にこの後、今度は国との契約行為がごございます。その後、順次、例えばビルディングについて、まずは多分現行ビルをそのまま一回引き継ぐことになろうかと思えます。駐車場を1回引き継いで、まずはそこで運営を始めるという時期が1回参ります。あと、滑走路につきましては、実は技術的な要素、引き継ぐ要素が大変多うございまして、それはちょっとした期間がやっぱり必要かなというふうに考えております。

仙台空港の場合も、いわゆる3カ月ぐらい、国からその新しい運営権者に対する引き継ぎをもって、ビルとはちょっとタイムラグを持って運営が開始される、事業を引き継いでいらっしゃるということもございまして、そういう事業事業、委託される事業事業によって、運営権者が引き継いでいく時間が変わってくるということになってまいります。

おおよそ31年度中には、全て3つの事業は引き継がれるものと、一体的な運営が開始されるというふうに考えております。

○中村亮彦委員 ということは、別棟ビルが完成してから運用、別棟ビルを建てる期間、もしくは建てる前なんですけど、これは新しい運営権者のその別棟ビルに対する、例えばレイアウトだったりとか、外観だったりとか、そういう建物に対しての運営権者の意図というのは入るんでしょうか。

○内田交通政策課長 この別棟ビルにつきましては、これは国のほうで設計、施工をいたしてまいります。基本的には、この別棟ビルの中のいろんなシステム、設計については、国がエアライン等と直接ヒアリングをして決めていくということになります。

新しい運営権者については、一応今回のマーケットサウンディングの中でもくろみを立てます。国が立てます。それについて、いろ

いろ御提案があればくださいというような投げかけにはなるようでございます。それを鑑みたくところで、最終的には国が決定して別棟ビルを完成させるという形になります。

○中村亮彦委員 この運営権者も事業として行うわけですから、やりやすいといいますか、事業をスタートさせるときは、非常に大きな力が要ると思うんですよ。ですから、本来だったら、意図も少しやっぱり酌み取ってやったほうが、スタートダッシュは非常に大切なことですから、これはあったほうがいいと思うんですけれども、しかし、国がやることであれば、もうそれはしようがないですね。

以上でございます。

○内田交通政策課長 今中村委員のほうからおっしゃられましたとおり、まずは別棟ビルで当面の期間運営を中心的にやっていくことになりますので、当然収益性というものも非常に重要になってくるかと思えます。その辺のところは、国のほうも十分考えた上でマーケットのほうに意見を聞いていくということはお聞きしております。

○池田和貴委員 県立大学の第3期中期目標の素案のことについてお伺いしたいんですが、済みません、これは私、記憶定かじゃないんですけれども、以前、県立大学では、地域との連携を、まあ県内の各地域との連携をということで、サテライトキャンパスを設置するとか、そういった話も以前あったかというふうに思うんですが、そういったような計画というのは、今の目標の中にはまだ残っているんですかね。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

済みません、私も少し記憶の中ですけど

も、サテライトキャンパスの設置については、JRの熊本駅ができるときに、あそこにサテライトキャンパスをつくってはどうかという話が昔あったかに記憶をしております。

やはり、今サテライトキャンパスといえますと、基本的に郊外にある大学が街の中心にサテライトでキャンパスを置くというのが一般的かと思えます。九州では、九州大学がJRの博多駅に置いているかと思えますけれども、やはり博多駅などと比べますと、利用する客がそんなに多いわけではございません。それに比べて、当然、教員を張りついたり、いろんな経費も要するというので、需要等、そのあたりのことを考えますと、慎重な検討が必要だという形になっていったかなというふうに思っております。

今特に現在の中期目標の中に、そういった点を明確に求めたりはしていないところでございます。

○池田和貴委員 わかりました。

駅前とかではなくて、例えば天草地域のほうにサテライトキャンパスをつくるとか、いわゆる高等教育がないようなところにサテライトキャンパスをつくるような話が、前の学長のときだったかな、あったような気がしたんですけど……。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

天草のほうで、たしかそういう地域と一緒に何か、いわゆるフィールドワークとか、そういう形でいろんな授業とか、教育をやるという話はあっていたと思います。それは、現実にも今もそんな形で進められているというふうに記憶しております。

○池田和貴委員 わかりました。

ちょっと後でまた詳しく聞かせていただきたいというふうに思いますが、県立大学なの

で、県内全域のことも俯瞰をしながらやっていただくように、そういった視点も入れていただくように、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、これで質疑を終了します。

そのほかで委員から何かありませんか。

○岩中伸司委員 その他で、池田総務部長にちょっとお尋ねしたいんですが、働く場所の問題ですけれども、空調は28度設定ということですかね、基本的に。部長じゃなくても、なら担当の……。

○満原財産経営課長 執務室におきまして、28度ということで設定されています。これは、国等の方針もございまして、エネルギーをできるだけ節約するという観点もございまして、少しちょっと暑いところはありますけれども、各執務室において28度というところで上限を設けておるところでございます。

○岩中伸司委員 これは温暖化現象が進んでいるので、それを積極的にやると、私も、きのうの特別委員会で、そういう議論、そこではちょっとと言える立場じゃないなと思いがら、きのうは黙ったんですが、今おっしゃったように、28度設定というのがこれは全国的にやられて、もうネクタイしなくていいということで、まあその分はいいんですが、県庁にはお客さんがやっぱりよくスーツ着て見えることも多いし、何よりもやっぱり職場の人たちは、常に扇子かうちわを外せないというふうな状況で、部長、一番その実態はわかっているんじゃないかと思っております。

私も、ずっと歩いてみてきているので、こ

れは大変だなと。19日の月曜日に、ずっと回って地下へ行ったら、室内が31.4度あるんですよ。で、これは大変だなと。28度設定でやるときも、空調設定は28度だけれども、机の上はやっぱり30度ぐらいになっているんじゃないかと思うんですね、空調のときは窓を閉めるものですから。特に風通しが悪いのは新館のほうですね。とんでもない暑さですね。

ですから、そういうのを配慮しながら、何年前かは、よく昼回れば、試験運転というふうなことでよく放送が流れていましたが、そういうのもやっぱり臨機応変に、この辺はやっぱり部長か知事が判定をしないと、担当の課に聞いてみたら、お金がかかってやっぱりということなんかも出るものですね。できれば、ぜひもっと働きやすい状況にしてほしいなというふうな思いです。

そうじゃなければ、もうTシャツで仕事をするか、制服をですね。私なんかもそうですけれども、汗が出るような格好だったらどんなでもいいんですが、事務職というのは、汗を流しながら事務職というのは、これは昔からやっぱり合わないと思うんですね。地球温暖化もきちんと守っていかないとぬけれども、それはそれでほかにも頑張っていきたいかぬし、ぜひそういった意味での職場を見てほしいというふうに思いますので。

部長、どうですか、そこら辺。

○池田総務部長 なかなか、今御指摘のとおり、特に28度設定をさらに下げることができるかという、なかなか難しいところはあるんですが、ただ、空調の臨機応変な、柔軟な運用とか、そういったところはできる限り働きやすい環境の整備に努めていきたいというふうに考えておりますので、そこはいろいろ皆さんの御意見も伺いながら、そういった運用の改善というのでも検討していきたいというふうに思っております。

○岩中伸司委員 私は、28度設定を下げたほしいというのが気持ちの中にはあるんですけども、ここは下がるとるんじゃないですか。やっぱりそういうこともあります、最低でもその28度というのは確保するような臨機応変な対応をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が3件提出されております。御参考としてお手元に新たに写しを配付いたしております。

それでは、これをもちまして第3回総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長